

「株式会社OPAL」

基準日設定につき通知公告

／当社は、平成二十八年一月十九日を基準日と定

め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質

権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定

めましたので公告します。

／平成二十八年一月四日

東京都江東区有明三丁目六番一―号

TFTBビル東館九階

株式会社OPAL

代表取締役 矢野 三興